

# お墓の管理を お願いします

☎ 市民保険課 (☎内線137)

## 定期的な清掃をお願いします

雑草が伸びたまま放置すると、周辺の方々に迷惑がかります。皆さんが気持ちよく使用できるように、定期的な清掃をお願いします。なお、刈り取った草木やゴミなどは必ずお持ち帰りください。

## 区画使用者(墓地の名義人)の変更には手続きが必要です

区画使用者がお亡くなりになったり、高齢などの理由で管理ができなくなった場合は、お墓を継ぐ方(管理をする方)に名義変更の手続きをお願いします。

## お墓の管理が困難な場合は「墓じまい」という方法も

お墓を管理する方が遠方に居住していたり、後を継ぐ方がいないなどの理由によりお墓の管理が困難となった場合は、墓じまい(永代供養)やお墓を移転するという方法もあります。墓じまいやお墓の移転は市役所などで手続きが必要ですので、ご相談ください。

## お墓に関するご相談や 各種手続きは

市役所1階4番窓口または各総合事務所・各地域事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 市営墓地

### 新規使用者募集中

新しく造成した「駒場青木墓地」「苗木南八幡墓地」「坂本辻原墓地」はきれいに整備された利便性の高い区画です。

新造成成墓地永代使用料

1区画30万円



苗木南八幡墓地



坂本辻原墓地

## 令和5年度介護保険料が決定しました

☎ 介護保険課 (☎内線612・642)

介護保険料は、今後必要となる介護給付費などを見込み、3年ごとに改定し、3年間(令和3年度～令和5年度)同一の保険料を定めています。

令和3年度からは、今後の介護給付費などの増加を見込み、基準額を69,600円としました。また、11段階であった保険料を13段階とすることで負担能力に応じた保険料設定とし、令和元年度から実施している消費税率増加に伴う低所得者(第1～3段階)の保険料軽減も継続して行います。

## 介護保険料の納入通知書を送付します

65歳以上の方の介護保険料は4月から翌年3月までの年度単位で算定し、その年度の市民税の課税状況と所得状況などに基づき決定します。市民税は毎年6月に決定するため、4月の時点では介護保険料が決定できません。このため、介護保険料は仮算定と本算定の年2回通知しています。

- 仮算定** 令和4年度の介護保険料をもとに、仮に算定した介護保険料の納入通知書を、特別徴収(年金からの天引き)の方には4月初旬に、普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方には5月中旬に送付しました。
- 本算定** 市民税が決定したことを受け、令和5年度の介護保険料を決定し、8月17日(木)に納入通知書を送付する予定です。

※詳しくは納入通知書と同封のパンフレットをご確認ください。